第三十三条の二の表陸上自衛隊小平学校の項中「防衛及び警備のため必要な情報に関する業務、人事、業務管理等に必要な知識及び技能又は警務科若しくは会計科」を「情報科、警務科若しくは会計科に必要な知識及び技能又は人事、業務管理等」に改め、同表陸上自衛隊少年工科学校の項中「陸上自衛隊少年工科学校」を「陸上自衛隊高等工科学校」に、「遂行するに必要な基礎的な」を「遂行する陸曹長以下三等陸曹以上の自衛官となるべき者に必要な」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十六条第一項中「学校」の下に「（陸上自衛隊高等工科学校を除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（陸上自衛隊高等工科学校の副校長）

第三十六条の二　陸上自衛隊高等工科学校に、副校長二人を置く。

2　副校長二人のうち、一人は自衛官をもつて、一人は教官をもつて充てる。

3　副校長は、防衛大臣の定めるところにより、校長を助け、校務を整理する。

4　防衛大臣の指定する副校長は、校長に事故があるとき、又は校長が欠けたときは、校長の職務を行う。

第三十八条の二（見出しを含む。）中「第二十五条第五項」を「第二十五条第七項」に改め、第三章第一節中同条を第三十八条の三とし、第三十八条の次に次の一条を加える。

（法第二十五条第五項の政令で定める陸上自衛隊の学校）

第三十八条の二　法第二十五条第五項の政令で定める陸上自衛隊の学校は、陸上自衛隊高等工科学校とする。

第六十一条第一項中「こえない」を「超えない」に、「又は」を「若しくは」に、「（以下「学校長」を「又は陸上自衛隊高等工科学校の校長（以下「学校長等」に改め、同条第三項中「、防衛大学校又は」を「、防衛大学校若しくは」に改め、「という。）」の下に「又は陸上自衛隊高等工科学校の生徒（法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をいう。次条第二項において「生徒」という。）」を加え、「つく」を「就く」に改め、同条第四項中「学校長」を「学校長等」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第六十二条第一項中「こえない」を「超えない」に、「学校長」を「学校長等」に改め、同条第二項中「学生」を「学生又は生徒」に、「つく」を「就く」に改める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「陸上自衛隊少年工科学校」を「陸上自衛隊高等工科学校」に改める。

第六条第一項及び第六条の二第一項中「陸上自衛隊少年工科学校の部の長」を「陸上自衛隊高等工科学校の副校長」に改める。

第十四条第一項第一号中「第二十六条第一項」を「第二十六条」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の二を第二号とし、同項に次の一号を加える。

五　生徒（法第四条第一項の生徒をいう。以下同じ。）

第十四条第四項中「学生」の下に「及び生徒」を加える。

第十七条第一項中「、学生」を「、学生又は生徒」に、「又は学生」を「、学生又は生徒」に改め、同条第二項中「又は学生」を「、学生又は生徒」に改め、同条第四項中「学生」を「学生及び生徒」に、「疑により」を「疑いにより」に改め、同条第六項第一号中「又は学生」を「、学生又は生徒」に改める。

第十七条の二第三項中「又は学生」を「、学生又は生徒」に改める。

第十七条の三第一項中「及び学生」を「、学生及び生徒」に改める。

第十七条の六第一項第一号、第十七条の六の六第一項及び第十七条の七第一項中「若しくは学生」を「、学生若しくは生徒」に改める。

第十七条の九中「学生」の下に「若しくは生徒」を加える。

第十八条の次に次の一条を加える。

（生徒手当の支給）

第十八条の二　生徒手当は、生徒が陸上自衛隊高等工科学校に入校を命ぜられた日から卒業し、退学し、失職し、若しくは退校を命ぜられた日（生徒が卒業した日に陸上自衛官となつた場合にあつては、卒業した日の前日）又は死亡した月まで支給する。ただし、停学処分を受け、又は正当な理由がなくて就学しなかつた生徒に対しては、その停学処分を受け、又は就学しなかつた期間に係る生徒手当は、支給しない。

2　前条第二項から第六項までの規定は、生徒手当の支給について準用する。この場合において、同条第四項中「防衛大学校又は防衛医科大学校の長」とあるのは、「陸上自衛隊高等工科学校の校長」と読み替えるものとする。

第十九条の見出し中「休学学生」を「休学者」に改め、同条第一項中「学生」の下に「又は生徒」を加え、同条第二項中「、学生」の下に「又は生徒」を加え、「これに」を「学生にあつては」に改め、「百分の八十を」の下に「、生徒にあつては生徒手当及び期末手当の百分の八十を」を加え、同条第三項中「学生が」を「学生又は生徒が」に、「これに」を「学生にあつては」に改め、「以内を」の下に「、生徒にあつては生徒手当の百分の六十以内を」を加える。

第二十五条の二の見出し中「学生」の下に「又は生徒」を加える。

別表第九ハの表を次のように改める。

ハ

品目	数量	
	学生	生徒
冬服（上衣及びズボン又はスカート）	二組	二組
夏服（上衣及びズボン又はスカート）	二組	二組
作業服（上衣及びズボン）	一組	一組
体操服（上衣及びズボン）	一組	一組
作業外被	一着	一着
正帽	二個	一個
略帽		一個
作業帽	一個	一個
帽日おい	二個	
体操帽	一個	一個
ワイシャツ	二着	二着
ネクタイ	一個	
外とう	一着	一着
雨衣	一着	一着
半長靴	一足	一足
短靴	一足	一足
帽章	二個	二個